

墨田区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例（案）概要

1 地方青少年問題協議会法の改正に伴う規定整備

(1) 地方青少年問題協議会法の改正について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が公布され、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）（以下「法」という。）の一部が改正された。これにより、青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定について、各自治体の条例で定めることとされた。

(2) 会長（区長）の要件に係る規定の追加

上記の法改正を踏まえ、区長を会長とする規定を新たに加える。

2 専門委員会の規定の追加

近年の青少年を取り巻く環境は依然として予断を許さない状況が続いており、様々な問題に対して臨機応変に対応できる体制を整えておかなければならないことから、墨田区青少年問題協議会の下部組織として、青少年の非行防止対策に関する専門的調査等を実施する機関を設置する。

3 施行期日

平成26年4月1日